

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、現在採用している「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」（以下「取付装置協定規則」という。）などの改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 159 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 25 年 11 月 3 日に発効されることとなっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下「細目告示」という。）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

(1) 細目告示の改正

- ① 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置（細目告示第 45 条から第 48 条まで、第 50 条、第 52 条から第 54 条、第 56 条、第 59 条、第 123 条から第 126 条まで、第 128 条、第 130 条から第 132 条、第 134 条、第 137 条、第 201 条から第 204 条まで、第 206 条、第 208 条から第 210 条、第 212 条、第 215 条及び別添 52 関係）「取付装置協定規則」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

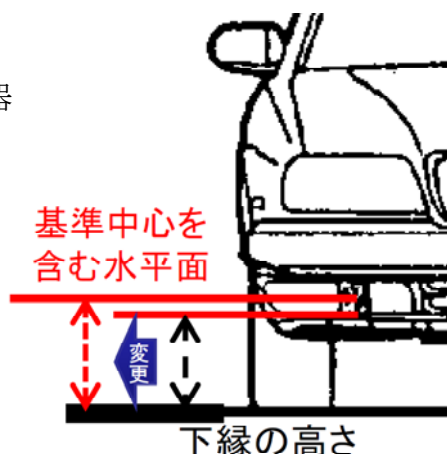
【適用範囲】

- 自動車に備える灯火器等（車幅灯、前部上側端灯、前部反射器、側方灯、側方反射器、尾灯、駐車灯、後部上側端灯、後部反射器、制動灯及び方向指示器）に適用します。（従前から変更なし。）

【改正概要】

- 灯火器等の視認角を緩和する際の条件として、現在、車幅灯及び方向指示器にあっては、下縁の高さが地上 750mm 未満、その他の灯火器にあっては、上縁の高さが地上 750mm 未満としているところであるが、緩和の条件の統一化を図る観点から、当該緩和の条件として、灯火器等の基準中心を含む水平面の高さが地上 750mm 未満に変更します。

例) 方向指示器



【適用時期】

- 平成 25 年 11 月 3 日より施行します。
- ただし、車幅灯及び方向指示器については、平成 29 年 11 月 18 日以降に型式の指定を受ける自動車に適用します。

② その他

誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされた協定規則について、国内法令も同様に改正を行います。

(2) その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール

公布：平成 25 年 11 月 1 日

施行：平成 25 年 11 月 3 日

※UN規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar13.html